

いじめ防止に対する基本方針

北照高等学校

1. はじめに

本校は校訓「克己復礼」のもと、高校3年間で、社会に出るための素養を身に付ける準備期間ととらえ、授業・HR・クラブ活動や学校行事などの教育活動を通して、他者から信頼され、社会で通用する規範を身に付けるとともに己の確立を目指している。そのために、全ての生徒が安全で安心できる学校生活をおくることのできる学校作りに取り組む。

2. いじめ防止に対する基本理念

いじめは、人権侵害であり、暴力・金品の強要・誹謗中傷などのいじめの様態は犯罪行為であるという認識と、「いじめはどの生徒、どの学校でも起こりうる」「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」「いじめられている生徒を守る」という共通理解の下、どの生徒にも、被害者にも加害者にもなり得る可能性があるとの考えを基本に指導にあたる。この考えに基づき、自校の生徒がいじめに関わることが無いように、全ての教職員が教育活動の中で生徒を尊重し、他者をいたわる心を養う指導を行う。

いじめの未然防止を図りつつ、生徒一人ひとりの些細な変化を感じ取る洞察力や感性を高め、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は解決に向けて、学校全体で組織的に適切かつ迅速な対応を行う。必要に応じ専門機関との連携を図り、いじめを受けた側、いじめた側の生徒のケアを行う。

～いじめのない学校を目指して～

- ・いじめにつながる言動をしない・させない・許さない
- ・助けを求める言動に目と耳を傾け手助けをする
- ・他者の気持ちを考え言動する心を育む
- ・多様性を認め合う集団を育む

3. 「いじめ」の定義

いじめとは、生徒などに対し、当該生徒などと一定の人的関係にある他の生徒などが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒などが心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの様態には、以下のものなどがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる

◎重大事態とは次のような事態である。

- ・いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- ・いじめにより、学校を相当の期間(目安として 30 日以上連続した欠席がある)欠席することを余儀されなくされている。

4. いじめの予防等に向けた取り組み

月	取 り 組 み の 内 容
4	HR・学年集会・全校集会でいじめの無い学校作りを生徒、教職員の共通理解を図る。 生徒理解(中学校からの引継ぎ、諸検査) 個人面談 校内巡視の実施 いじめ対応委員会(定例)
5	問題行動の調査 各学年集会 いじめ対応委員会(定例)
6	全校行事 いじめ対応委員会(定例)
7	問題行動の調査・球技大会・全校行事 各学年集会 いじめ対応委員会(定例)
8	HR・学年集会・全校集会でいじめの無い学校作りを生徒、教職員再認識する。 清掃活動 全校集会 いじめ対応委員会(定例)
9	問題行動の調査 学校祭 いじめ対応委員会(定例)
10	全校行事 各学年集会 いじめ対応委員会(定例)
11	見学旅行 いじめ対応委員会(定例)

12	球技大会 全校集会・問題行動の調査 いじめ対応委員会(定例)
1	HR・学年集会・全校集会でいじめの無い学校作りを生徒、教職員再認識する。 全校集会 いじめ対応委員会(定例)
2	入学試験 いじめ対応委員会(定例)
3	生徒、教職員にいじめについて1年間の総括としてのアンケートを行なう。 各学年集会 いじめ対応委員会(定例)

5. いじめ防止等のための組織

名 称 いじめ対応委員会

構成員 教頭 生活指導部 当該学年主任 養護教諭

役 割 いじめ防止に対する基本方針の作成、
校内研修の企画、立案、進行
いじめの未然防止・早期発見に関する研究
いじめが疑われる案件への対応
年間計画の作成、実施
年間計画の進行状況の確認、見直し
各取り組みの見直し
いじめ防止基本方針の検証、見直し

6. いじめの防止

①基本的な考え方

いじめが起きにくい環境を作り、全ての教員が「いじめほどの生徒、どの学校でも起こりうる」という共通した認識を持ち、生徒1人1人と信頼できる関係作りや解りやすく規律ある授業作りを行ない、豊かな人間性や社会性を育てる。また、このような取り組みが成果を上げているかを生徒の言動の把握やアンケート、個人面談などで検証し継続的に取り組む。

②いじめ防止のための措置

- ・学級経営の充実
- ・わかりやすい授業の実施
- ・教員の資質向上のための研修
- ・教職員による不適切な認識や言動によりいじめを助長する事がないように 注意する
- ・学校行事による仲間意識を育む

- ・生徒会が主体となり、いじめの防止を訴える
- ・生徒にいじめの防止について学習する取り組みを行う
- ・生徒が相談しやすい環境の整備
- ・「チーム学校」として機能する組織作りを行う
- ・地域や保護者との連携を深め、協力体制を強化する

7. 早期発見

①基本的な考え方

日常の交流から生徒一人ひとりの些細な変化を感じ取る。また、生徒が相談しやすい環境を整備し、いじめの疑いがある場合は迅速に対処する。更に、いじめがあると知らせてくれた生徒の安全を最優先とする。

②いじめの早期発見のための措置

- ・SHR や休み時間、放課後など積極的に生徒との交流を図る。
- ・廊下や体育館、トイレ等での生徒の言動などの様子に目を配る。
- ・定期的な調査の実施
- ・個人面談の実施
- ・いじめの相談をする行為の正当性を周知する。
- ・定例の学年会議や職員会議において、生徒の情報を共有する。
- ・生徒指導と生徒相談、学年の連携を強化し、指導やフォロー体制を充実させる。
- ・いじめ対応委員会を定期的に行い(月1回以上)、生徒間の人間関係を総括し、いじめの予兆がないか検証する。また、長欠の生徒がいる場合は、その原因についても把握する。
- ・生徒や保護者が些細なことでも相談できる窓口(担任・養護教諭・SC)を設置する。
- ・開かれた学校づくりのため、情報の公開を行う。

③いじめ防止のための措置

平素からいじめについての共通理解を図るため、生徒及び教職員に対して、「いじめとはどの生徒にも起こりうるものであること」、「いじめは人権侵害であり決して許されないこと」、「いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であること」を基本認識として持たせる。

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てるため、授業や行事に主体的に参加するとともに、活躍できるような授業作りや集団作りを行う。

いじめが生まれる背景を踏まえ、「安心して学ぶことができる環境を整えるため、授業規律を大切にす指導」、「分かりやすい授業作りを進めるため、少人数制のクラス内でグループワークを積極的に取り入れることや、研修として教員間の授業公開を行い、意見交換を通じて授業の工夫改善に努めること」、「生徒一人ひとりが活躍できるよう、生徒会活動や部活動等による生徒間の話し合いを活性化すること」、「校内外研修におけるグループワーク等を通

じていじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方について、教職員が互いに意見を言い合える環境作りに努めること、「いじめの背景にあるストレスを軽減できるような開かれた環境作りを心がけ、個々がストレスに適切に対処できる力を育む。具体的には、学校生活を通じて自己有用感や自己肯定感を感じられる指導を行うこと」に配慮する。

自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、授業や行事、部活動において生徒一人ひとりが自己の役割を認識し、責任を持って取り組む事ができるよう指導を行う。

生徒が主体的に考え、取り組む姿勢を養うことで、いじめについても自ら考え学ぶ姿勢を養う。具体的には、部活動や北照プロジェクトの授業等で主体的に考え取り組む環境を用意し、その中で校内外の様々な人々と交流する機会を設け、異なる人生観や価値観に触れ、問題の発見や解決の方法に自ら取り組むことができるようにする。

8. 「いじめ」に対する措置

①基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアと保護者への丁寧な対応を心がけ、安心して学校生活をおくる事が出来るようにするとともに、再発の防止にも努める。そのためにもいじめの背景や原因、人間関係を把握し指導する。特に、心身に大きな危害を加えるような事象(暴力等)は速やかに制止させる。

いじめを行った生徒も問題を抱えていることもあるので、背景を考慮しながらいじめ行為は多くの人を苦しめ、時には重大な事態となりかねないことを理解させ、後悔し、自発的に謝罪の気持ちに至るよう継続的な指導をする必要がある。このような対応を教職員の共通理解の下、組織的に行う。

②いじめ発見・通報を受けた時の対応

生徒や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を最優先とし、「いじめ対応委員会」へ報告する。その後、「いじめ対応委員会」が中心となり、生徒や保護者の申し出た内容の有無を確認するために、当該生徒などから事実確認を行ない、「いじめ」行為が確認された場合は校長が理事長(理事会)へ報告する。必要な場合は北海道総務部行政局学事課と相談する。

③いじめられた生徒又はその保護者への支援

「いじめはいじめる側が悪い」「いじめられている生徒を守る」という全教職員の共通理解の下、いじめ対応委員会が中心となって、いじめられた生徒の不安を取り除き、安心して教育を受けられる環境を整える。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し対応する。保護者に対しては、迅速に事実関係を伝えるとともに不安を解消できるような対策を計画する。

④いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」という毅然とした態度を基本としながらも、いじめている生徒の内面を理解し、多くの人を苦しめ、時には重大な事態となりかねないことを理解させ、後悔し、自発的に謝罪の気持ちに至るように継続的な指導を根気強く行う。また、必要により校長による懲戒処分をもって臨む。また、保護者に対しては、迅速に事実関係を丁寧に説明するとともに、今後の適切な対応を行うために協力体制を作る。

⑤いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの場にいる他の生徒に対しても、いじめは許される行為ではないという観点から、いじめ防止の為に自分ができていることを考えさせ反省を促す。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「教員や親などの大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題は無い」などの考え方は間違っていることを理解させるとともに、いじめられた生徒の立場になり、その辛さや悔しさ、更に、孤独感や孤立感を増していったことを理解させ、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていくことができるよう指導する。

⑥ネット上のいじめへの対応

情報の授業や HR など SNS などの使用マナーやリスクなど、情報モラル教育の充実を図るとともに、保護者にはネットいじめ予防にむけて適切な情報提供を行う。

不適切な書き込みへの対処は、事実確認、状況の確認と記録、管理者への連絡と削除依頼を行うとともに、警察に相談するなど、連携して対応する。

⑦警察との連携

いじめ行為のうち、犯罪行為と取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。

⑧重大事態への対応(いじめ防止対策推進法第 28 条)

学校が重大事態と判断した場合、いじめ対応委員会の他、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家などをメンバーとした組織で、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

⑨学校の取り組みに対する検証・見直し

いじめ防止に対する基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PCDA サイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取り組みとなるようにする。また、学校の取り組みについては、学校評価アンケート項目に位置付け、検証を行うとともに、結果はホームページなどで公開する。

平成 26 年 3 月 28 日 制定

令和 4 年 4 月 22 日 改訂

令和 5 年 4 月 1 日 改訂

令和 6 年 4 月 1 日 改訂